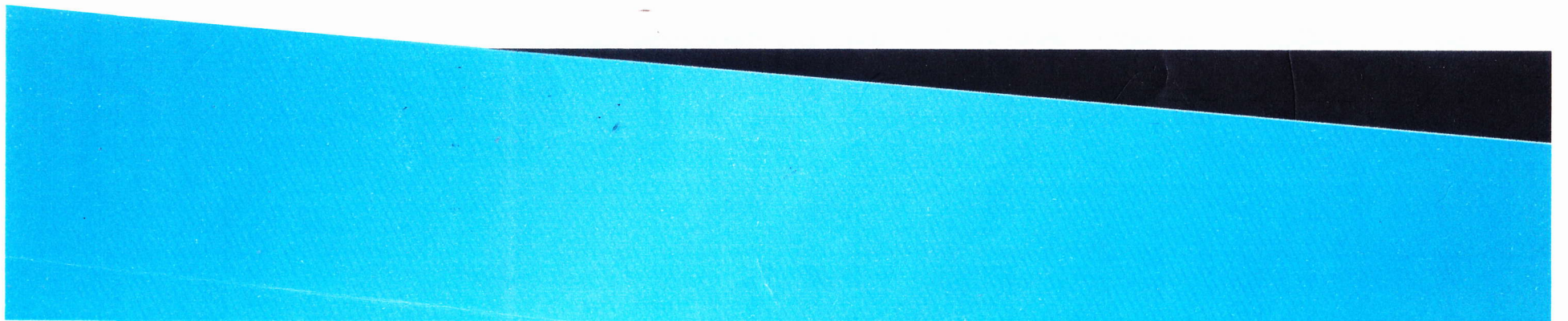


大日本帝国憲法下の 旧司法省は今も生きている！

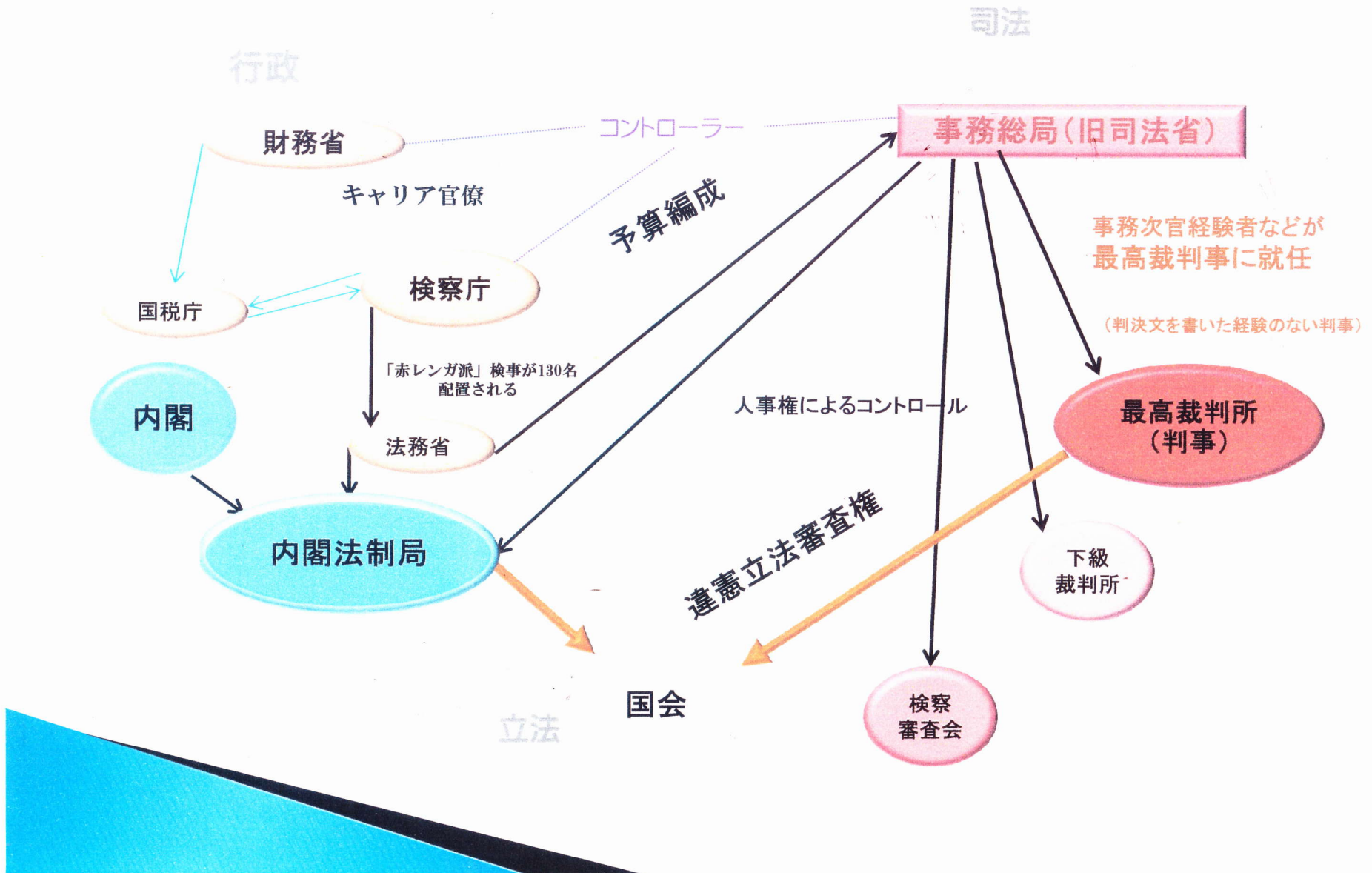
最高裁判所事務総局とは旧司法省のことである

Ver.1.0



日本の統治機構

日本の統治機構はいつの頃からか、いびつな構造の三権分立になってしまった。
中学の社会科教科書に書かれている正三角形のピラミッドは、現実にはこのようになっている。



最高裁判所事務総局とは？

- 日本国憲法の施行時に、旧司法省の職員と権能をそのまま引き継いだ
- 最高裁判事の人事は事務総局が決める。
- 最高裁判事は大半の訴状を読んでいない。調査官が現実には判決を書いている

①最高裁判所事務総局の長は、**裁判官以外の裁判所職員**である**最高裁判所事務総長**で、その下に**裁判所事務官**等の職員が置かれ、職員の定数と組織は最高裁判所によって定められる。

②最高裁判所事務総長とは、最高裁判所の事務方の長。定員は1名。**最高裁判所長官**の監督の下で、**最高裁判所事務総局**の事務を掌理する。

裁判官以外の裁判所職員の中では最も高位のポストであり、**行政**における事務方の長である各府省の**事務次官**、**金融庁**・**警察庁**の**長官**、**会計検査院**・**人事院**の**事務総長**と同格の待遇である。国務大臣と同格の給与である。

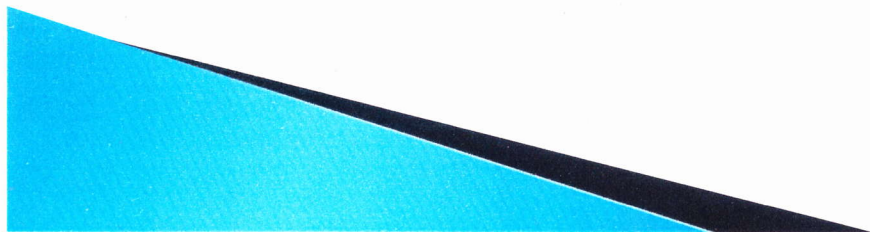
③最高裁判所事務総長の権限について

最高裁判所事務総局は裁判所法第53条第2項で位置付けられている。この組織は最高裁判所の**裁判官会議**によって行使される**司法行政権を補佐する機関**とされており、**事務総長はこれを統括する**。

この役職は事実上、日本の司法権の最高権力と考えられる。

現職は山崎敏充氏。(前千葉地方裁判所所長)

前任は大谷剛彦氏(現大阪高等裁判所長官)ジャーナリストの**太谷昭宏**氏の実弟。(現最高裁判事)



1 検察審査員は本当に無作為に選ばれているのか？

① 検審の歴史は長い。

戦後まもなくの昭和23年にスタートしているので相当多数の市民が、検察審査員に選ばれている計算になる。しかしマスコミ関係者、ライター、政府に批判的な文化人などが選ばれたことがないのである。

あなたの周りには検察審査員に選ばれた人がいるだろうか？

現実には警察から情報入手し、事前に不適合者をくじ引きリストから外してきた歴史がある。

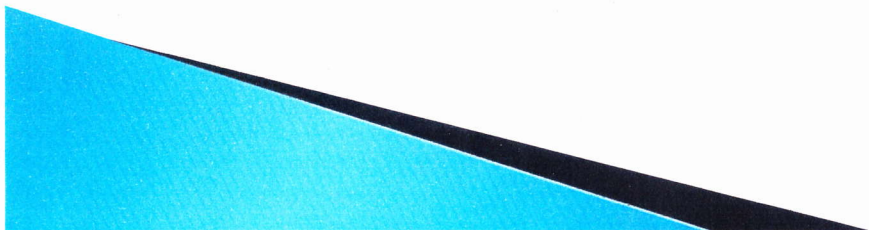
これは地元有力者と公安委員会、警察、裁判所事務方の人的癒着から発生してきたものだ。

② 「検察審査員」という肩書きは、地方名士たちの名誉職として存在する。

一方で地方裁判所の事務方が彼らの要請に応える形で、恣意的に選んできた歴史もある。

③ 検察審査員のOB会が全国組織「**検察審査会協会連合会**」として存在し、名刺、表札なども作成している。

OBとして活動・親睦交流会を定期開催し、地方名士のステイタスになっている。「全国的な情報の収集や伝達と、統一的な広報、グッズの作成や頒布など幅広い広報・啓蒙活動」が主な役割となる。滑稽、笑止千万なことが大まじめに綿々と受け伝えられてきているのである。



2 くじ引きソフトは公明正大なシステムか？

- ①選挙人名簿→裁判員選定システム→検察審査員選定システムという流れでデータが入力されるのだが、なぜか途中でこれらのデータを変更、削除、追加ができるシステムになっている。(裁判員選定システムも同様である)

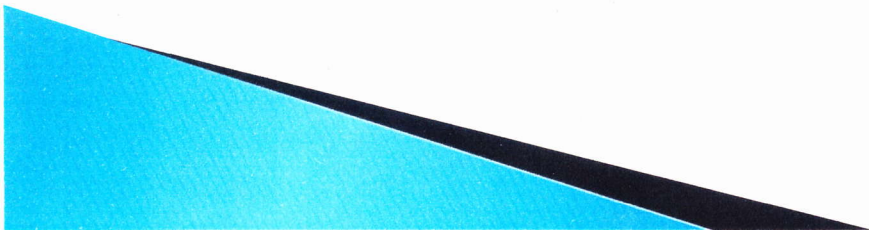
本来、選挙人名簿がベースになるのであればこれは住民基本台帳そのものである。つまり、いささかの変更があつてはならないデータである。しかもこのシステムには暗号化されたデータを一旦復号し、データ変更の後、再暗号化するためのシステムすら存在していた。

- ②不適格事項(犯罪歴、法曹関係者、事件関係者)などを恣意的にはずせるのだが、これをチェックするシステムが存在しない。つまりくじ引き操作者のさじ加減で誰でも外すことが可能である。

- ③小沢議員を起訴した東京第五検審がくじ引きを本当に行つて検察審査員を選定したのかどうかをチェックする方法がいくつかある。

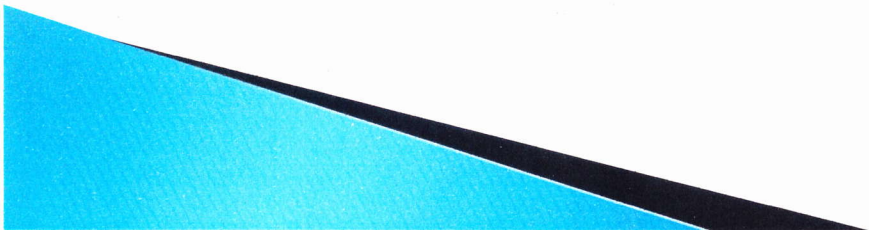
法の定めによりこのくじ引きは「検事、もしくは判事が立ち会うこと」になっている。よつてこれら司法官の公務記録を照合すること。その際、コンピュータには操作ログ、システムログ、セキュリティログなどの記録データが残っているので、それらの照合も必要である。これらにはタイムスタンプが残されているので精度は高い。(本当にくじ引きを行つていれば、コンピュータには必ず記録が残っている。)

- ④くじ引きプロセスに疑義がある。一旦、候補者名簿を作成した後、最高裁事務総局へデータを戻すことになっている。(検閲?)再度戻ってきたデータを抽選するのである。



3 くじ引きソフトの発注は官製談合の疑義あり

- ① 第一段階としてこのソフトの仕様書を作成するための入札が行われた。これはなぜか1社入札で、アビームコンサルティングが受注。(予想落札価格の99パーセント)
- ② 富士ソフトが本体開発業務を落札。これは調達を数段階に分けて行い、最初の一回目を落札するとその後はすべて随意契約となる。(合計約6000万円)
- ③ 民間企業の標準価格からすると、常識的には考えられないくらい高価な発注費である。このソフトは下請けに外注に出されており、富士ソフトには開発に関わったスタッフがいない。(証言あり)
- ④ 富士ソフトには検察関係OB、裁判所関係OB、外務省関係OB、大手新聞社OBなどが役員、顧問で在籍していた。(関連会社を含む)
- ⑤ 森ゆうこ議員が参議院予算委員会でこの問題を質問したところ、これらOBが一斉に辞任した。



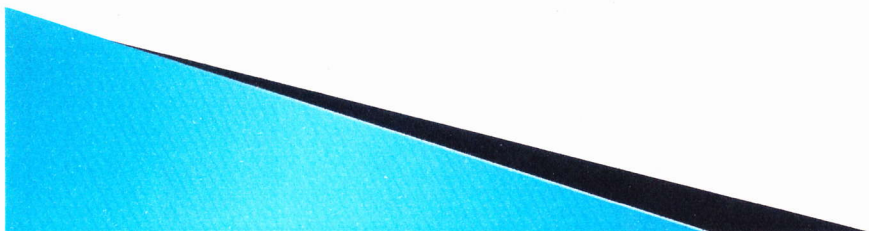
4 事務局が公表した平均年齢は確率的にありえない。

検審事務局は第一回議決と第二回議決の審査員平均年齢がともに34.55歳となったと説明した。

無作為にくじで選んだ場合、このように34.55歳という若年齢で一致してしまう確率は極めて小さく、現実事象としては発生しない。

つまり数学的な確率論から言えば、なんらかの手心を加えなければ、このような数字にはならない。

推論すると、事務局は手心を加えたことを誤魔化すため嘘に嘘を積み重ねてしまった可能性が高い。

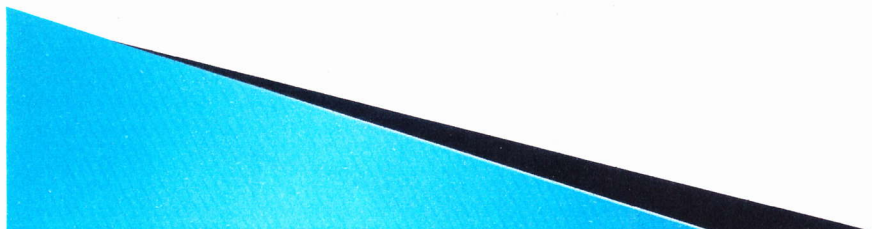


5 特捜検事は「不起訴理由」を審査員に説明したのか？

- ① 検察審査会に対して、検察官は議決をする前に不起訴理由の説明をする義務がある。(検察審査会法による)ところが、東京地検特捜部の斉藤副部長が審査会に出かけたのは菅政権が発足してからである。(証人が存在する)
- ② これが事実なら東京第五検察審査会の議決は法定要件を満たしていない。
なぜなら検察審査会法 第四十一条によると、「検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。」とあるからだ。
最近になって、検察審査会事務局も検事の説明は対面で説明をするだけでなく、文書などを通じて行うこともあると言いました。したがって斉藤副部長は議決以前に不起訴理由の説明をしたと主張し始めた。
しかし法律条文を素直に読めば、これはやはり無効であろう。検察官は検察審査会議に出席しなければならないのである。よって東京第五検察審査会は法定手続きを無視して議決をしているわけだから、本来はこの起訴議決は無効である。
- ④ 12月26日の小沢公判において、田代検事(東京地検特捜部)が興味深い証言をした。これは「虚偽内容の捜査報告書を作って特捜部に提出していたというもの。これにより検察審査会の審査員達を「小沢有罪」へ誘導した事が判明している。これは斉藤副部長が「事前に検審に不起訴理由の説明をしていなかった」ことを間接的にも証明する補強証拠ともとれる。
- ⑤ この田代検事の行為は、検察官が作成名義人となっている「捜査報告書という公文書」に虚偽の記載をしていたということである。これについて「虚偽性についての認識」があれば、虚偽公文書作成罪という犯罪に該当する。最高検察庁は直ちに捜査を開始すべきである。
- ⑥ 東京地検特捜部関係者の話として、小沢関連の捜査資料の中に、西松建設等の関係者調書がある。「自民党の二階先生に裏金を渡した。一対一で渡したこともある。年間約500万、総額6千万円を超えると思う」という証言もある。
これらの調書は検察審査会に提出されていない。

8 全国の地方裁判所は「検察審査会」と「裁判員制度」をネタに日常的に裏金作りを行っていた可能性が高い

- ①千葉地方裁判所の管轄の検察審査員への交通費が全員一律5000円(一日あたり)が支給されたことになっていた。(伝票上の公金出金記録)これは実費精算が原則なので、このようなことはあり得ない。またこの金額を実際はもらっていないことは元審査員の証言がある。
- ②その他にも、最高裁事務総局にも在籍していた元判事石川義男氏の証言もある。

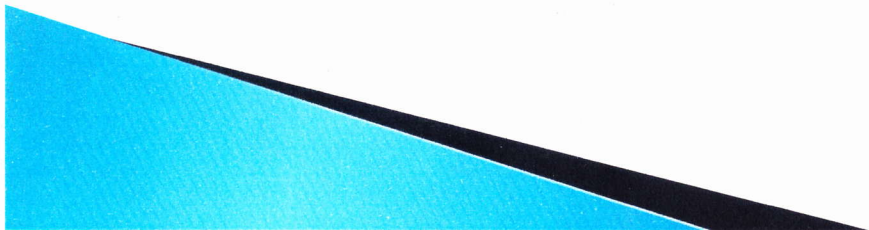


10 最高裁判所事務総局の長年に渡る、 慣例的な官製談合の疑義あり

- ①ここ数年の最高裁判所が発注したIT関係の調達リストを精査すると、民間調達では考えられないことが多数起きている。
- ②殆ど不必要と思われるシステム、民間相場より遙かに高い保守点検費用、意味のない開発が繰り返されている。

しかもこれらが、1社入札(予定落札価格のほぼ100%)、随意契約で特定の企業との間で発注が行われている。(証拠あり)

- ③これらの受託会社へは各地方裁判所の事務方職員を始め、多数の天下りが行われている。
- ④さらに落札した受託会社は、作業を殆ど下請け会社に丸投げしているのが実態である。



開発監理支援関係調達案件一覧

No.	年度	案件名	調達区分	随意契約理由	公告始期	公告終期	入札説明書 又は企画書 募集要領受 領者数	技術審 査申請 者数	入札者 又は企 画書提 出者数	契約業者名	予定価格	契約金額(税込)	落札率 (※は契約率)	備考
1	20	検察審査員候補者名簿管理システムの開発監理支援	一般競争入札		H20.1.22	H20.3.11	10	1	1	アビームコン サルティング ㈱	¥9,261,000	¥7,350,000	79.37%	
2-1	18	裁判員等選任手続管理業務の設計支援等	企画競争		H17.12.28	H18.1.25	21	—	7	㈱インテック	¥50,260,980	¥50,216,250	99.91% ※	2-2の前提 となる調達
2-2	19	裁判員候補者名簿管理システムの開発監理支援	随意契約	既調達物品等に 関連して物品等の調 達をする場合で、契 約する相手方を変 えると、物品等の使 用に著しい支障を 生ずるおそれがあ るため(国の物品等 又は特定役務の調 達手続の特例を定 める政令第13条1 項2号)						㈱インテック	¥46,336,657	¥45,360,000	97.89% ※	1年目
2-3	20	裁判員候補者名簿管理システムの開発監理支援								㈱インテック	¥39,834,375	¥39,375,000	98.85% ※	2年目
3-1	21	刑事裁判事務支援システムの開発監理支援	一般競争入札(総合評価)		H21.5.29	H21.8.18	22	2	2	㈱インテック	¥31,913,752	¥28,350,000	88.83%	1年目
3-2	22	刑事裁判事務支援システムの開発監理支援	随意契約	既調達物品等に 関連して物品等の調 達をする場合で、契 約する相手方を変 えると、物品等の使 用に著しい支障を 生ずるおそれがあ るため(国の物品等 又は特定役務の調 達手続の特例を定 める政令第13条1 項2号)						㈱インテック	¥53,235,000	¥53,235,000	100.00% ※	2年目

No.	年度	案件名	調達区分	調達根拠法令 (随意契約理由)	公告始期	公告終期	入札説明 書受領者 数	技術審 査申請 者数	入札者 数	契約業者名	予定価格 (●は未公表)	契約金額(税込)	落札率 (※は契約率)	備考
1	20	東京家庭裁判所及び大阪高等・地方裁判所のネットワーク機器設定等	一般競争入札	会計法29の3 I	H21.1.19	H21.2.27	5	2	1	富士ゼロックス㈱	●	¥10,290,000	94.44%	
2	20	最高裁判所汎用受付等システムにおけるWASバージョンアップ作業	一般競争入札	会計法29の3 I	H21.1.22	H21.2.23	3	1	1	三菱電機㈱	●	¥15,225,000	96.99%	
3	20	民事執行事件処理システムの改修(申請書作成支援ツールの改修等)	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.12.18	H21.1.23	7	1	1	東芝ソリューション ㈱	●	¥14,332,500	97.15%	
4	20	司法情報通信システムの設定作業	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.12.12	H21.1.22	4	1	1	富士ゼロックス㈱	●	¥15,067,500	99.86%	
5	20	人事事務処理システムの改修	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.11.19	H21.1.13	5	1	1	沖電気工業㈱	●	¥15,459,444	94.65%	
6	20	民事裁判事務支援システムの改修	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.10.3	H20.12.19	6	2	1	㈱日立製作所	●	¥114,450,000	87.08%	
7	20	裁判員候補者名簿管理システムのアプリケーション保守(1次・2次開発分)	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.9.10	H20.11.28	6	2	2	㈱エヌ・ティ・ティ データ	●	¥26,250,000	89.03%	
8	20	督促手続オンラインシステムの改修	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.9.26	H20.12.1	5	1	1	三菱電機㈱	●	¥99,750,000	99.41%	
9	20	裁判員候補者名簿管理システムの運用保守(1次・2次開発分)	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.9.30	H20.11.26	3	2	2	㈱日立製作所	●	¥12,075,000	71.32%	
10	20	最高裁判所基幹ネットワーク機器等の更新作業等	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.8.27	H20.11.10	11	1	1	富士ゼロックス㈱	●	¥47,460,000	99.71%	
11	20	裁判員裁判用法廷のミキサーの設定調整作業等	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.10.1	H20.11.6	3	1	1	ティーオーエー㈱	●	¥15,750,000	94.16%	
12	20	最高裁判所汎用受付等システム用機器等の設置設定作業等	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.8.21	H20.10.17	6	1	1	三菱電機㈱	●	¥15,750,000	96.19%	
13	20	債権執行事件管理プログラムのMicrosoft Access2003・2007対応検証及び改修作業	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.8.18	H20.10.14	6	4	1	㈱クロスキャット	●	¥11,025,000	76.28%	
14	20	保管金事務処理システムの改修	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.7.25	H20.10.3	4	1	1	㈱エヌ・ティ・ティ データ	●	¥49,350,000	93.80%	
15	20	督促手続オンラインシステムの調達支援等	一般競争入札(総合評価)	会計法29の3 I	H20.6.30	H20.9.17	13	1	1	三菱電機㈱	●	¥36,225,000	94.46%	
16	20	最高裁判所事件管理システムの改修等	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.7.29	H20.9.16	4	3	1	㈱富士通ビジネ スシステム	●	¥14,490,000	97.57%	
17	20	刑事裁判事務処理システムの改修	随意契約(不落随意契約)	会計法29の3 V 特別政令12 I	H20.6.25	H20.9.5	9	1	1	アクセンチュア㈱	●	¥48,930,000	98.59%	※
18	20	刑事裁判事務支援システムの開発基本計画策定等	一般競争入札(総合評価)	会計法29の3 I	H20.5.26	H20.8.6	25	3	2	㈱インテック	●	¥110,250,000	77.38%	

●印の予定価格は、他の調達案件の予定価格が類推されるおそれがあるため未公表としているものであり取扱には十分留意いただきたい。

No.	年度	案件名	調達区分	調達根拠法令 (随意契約理由)	公告始期	公告終期	入札説明 書受領者 数	技術審 査申請 者数	入札者 数	契約業者名	予定価格 (●は未公表)	契約金額(税込)	落札率 (※は契約率)	備考
19	20	民事執行事件処理システム用機器等の設定等	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.4.28	H20.7.29	3	1	1	東芝ソリューション(株)	●	¥20,580,000	99.48%	
20	20	期日進行管理プログラム(簡裁民事事件用)の改修	随意契約(不落随意契約)	会計法29の3 V 特例政令12 I	H20.4.18	H20.6.30	3	1	1	東芝ソリューション(株)	●	¥32,760,000	98.75%	※
21	20	最高裁判所汎用受付等システムの改修等	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.3.31	H20.6.3	4	1	1	三菱電機(株)	●	¥99,750,000	96.69%	
22	20	保管金事務処理システムのデータ移行作業等	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.3.3	H20.5.14	2	1	1	㈱エヌ・ティ・ティ データ	●	¥124,425,000	89.73%	
23	20	裁判所職員用ポータルサイトへのデータベース移行作業等	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.2.27	H20.5.12	13	2	2	三菱電機(株)	●	¥36,750,000	100.00%	
24	20	裁判員候補者名簿管理システムの運用保守	随意契約(不落随意契約)	会計法29の3 V 特例政令12 I	H20.2.20	H20.5.1	2	1	1	㈱インテック	●	¥42,892,500	92.08%	※
25	20	期日進行管理プログラム(家事事件用)の改修	一般競争入札	会計法29の3 I	H20.3.5	H20.4.23	3	1	1	東芝ソリューション(株)	●	¥12,337,500	99.28%	
26	20	ロータス・ノーツのユーザ異動登録システム更新作業	随意契約(不落随意契約)	会計法29の3 V 予決令99の2	H20.2.29	H20.4.11	2	1	1	富士ゼロックス(株)	●	¥12,285,000	99.27%	※
27	20	裁判所法律雑誌記事等検索システム「判例秘書. JP COURTS」の利用等	随意契約	同種のシステムは他に存在せず、また本システムは相手方のみが独占的に取り扱っており、相手方以外との契約ができず競争を許さないため。 会計法29の3 IV 特例政令13 I ①						㈱エル・アイ・シー	●	¥94,500,000	100.00%	※
28	20	少年事件処理システムの導入作業等	随意契約	システムを把握し、的確な導入支援作業を実施することが必要であり、システムの内容に精通している者しか請け負うことができないため。 会計法29の3 IV 予決令102の4 ③						㈱日立製作所	●	¥15,991,500	94.46%	※
29	20	民事執行事件処理システムの保守等	一般競争入札(総合評価)	会計法29の3 I	H19.12.25	H20.3.7	5	1	1	東芝ソリューション(株)	●	¥189,000,000	99.90%	
30	20	民事裁判事務支援システムへのデータ移行支援	随意契約(不落随意契約)	会計法29の3 V 特例政令12 I	H19.12.21	H20.3.10	6	1	1	アクセンチュア(株)	●	¥40,950,000	98.84%	※
31	20	裁判事務処理システムの運用保守	一般競争入札	会計法29の3 I	H19.12.21	H20.3.10	4	1	1	アクセンチュア(株)	●	¥128,759,400	92.86%	
32	20	最高裁判所汎用受付等システムの運用保守	一般競争入札	会計法29の3 I	H19.12.21	H20.3.12	4	1	1	三菱電機(株)	●	¥61,950,000	99.32%	

※ ●印の予定価格は、他の調達案件の予定価格が類推されるおそれがあるため未公表としているものであり取扱には十分留意いただきたい。

No.	年度	案件名	調達区分	調達根拠法令 (随意契約理由)	公告始期	公告終期	入札説明 書受領者 数	技術審 査申請 者数	入札者 数	契約業者名	予定価格 (●は未公表)	契約金額(税込)	落札率 (※は契約率)	備考
33	20	業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に係るCIO等に対する支援・助言等のCIO補佐官業務	企画競争方式	事前の企画書招請により、最も目的に合致し、かつ優れたものとして同社の提出した企画書が採用されており、同企画書の役務は企画書を提出した同社しか提供することができず競争を許さないため。 会計法29の3IV 特例政令13I①	H19.12.17	H20.1.11	5	1	1	(株)大和総研		¥43,890,000	100.00%	
34	20	民事裁判事務支援システムの導入展開等	随意契約(不落随意契約)	会計法29の3V 特例政令12I	H19.12.28	H20.3.14	6	1	1	(株)日立製作所		¥204,750,000	97.12%	※
35	20	民事裁判事務支援システムの運用	一般競争入札	会計法29の3I	H19.12.25	H20.3.6	7	1	1	(株)インテック		¥51,660,000	100.00%	
36	20	民事裁判事務支援システムのユーザサポート業務	随意契約	システムを把握し、障害等の分析を的確に行い、それに見合った対応を適時に実施する必要があり、システムの内容に精通している者しか請け負うことができず競争を許さないため。 会計法29の3IV 特例政令13I②						(株)日立製作所		¥105,000,000	88.69%	※
37	20	司法情報通信システムの保守	一般競争入札	会計法29の3I	H19.12.25	H20.3.12	6	1	1	富士ゼロックス(株)		¥128,091,600	98.54%	
38	20	司法情報通信システムの運用支援	一般競争入札	会計法29の3I	H19.12.25	H20.3.10	9	1	1	富士ゼロックス(株)		¥116,550,000	92.10%	
39	20	裁判統計データ処理システムの運用保守等	一般競争入札	会計法29の3I	H19.12.25	H20.3.6	7	1	1	三菱スペースソフトウェア(株)		¥30,450,000	98.62%	
40	20	裁判所ウェブサイト等の保守等	一般競争入札	会計法29の3I	H19.12.21	H20.3.13	8	1	1	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)		¥75,870,900	97.42%	
41	20	裁判員量刑検索システムの運用保守	一般競争入札	会計法29の3I	H20.1.22	H20.3.14	4	1	1	(株)富士通ビジネスシステム		¥13,020,000	99.31%	
42	20	裁判員候補者名簿管理システムの開発監理支援	随意契約	既調達物品等に関連して物品等の調達をする場合で、契約する相手方を変えると、物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。 会計法29の3IV 特例政令13I②						(株)インテック		¥39,375,000	98.85%	※
43	20	裁判員候補者名簿管理システムの開発	一般競争入札(総合評価)	会計法29の3I	H19.12.18	H20.3.7	9	1	1	(株)エヌ・ティ・ティデータ		¥178,500,000	88.95%	
44	20	裁判員候補者名簿管理システムのアプリケーション保守	一般競争入札	会計法29の3I	H19.12.20	H20.3.11	3	1	1	(株)エヌ・ティ・ティデータ		¥51,975,000	92.99%	
45	20	検察審査員候補者名簿管理システムの開発	一般競争入札	会計法29の3I	H19.12.21	H20.3.7	13	6	4	富士ソフト(株)		¥24,990,000	78.55%	

※ ●印の予定価格は、他の調達案件の予定価格が類推されるおそれがあるため未公表としているものであり取扱には十分留意いただきたい。

11 最高裁判所事務総局にはその他にも不祥事の 疑惑がある

- ①裁判所はもともと裏金作りには貪欲な組織であった。これまでも裁判官の人事評価をごまかす手口で年に10億円が裏金に回り、50年間も同じことを続けてきたと言われている。この件を告発したのは生田暉雄(元高裁判事)現弁護士である。同氏は「司法行政文書の情報公開請求」をしたところ拒否されたので、その処分取消を求めて国を相手に提訴し、現在係争中である。
- ②少々これを引用する。裁判官の棒給には最下級の12号から1号まで段階があり、このような格差が、ヒラメ裁判官(出世のため上級庁の顔色を伺って判決を出す裁判官)を生む土壌になっている。

生田氏の著書「裁判が日本を変える」によれば、最高裁の裏金はこの裁判官の棒給のカラクリで生み出されるという。

詳しくは著書を見てもらいたいが、概略説明は次のとおり。

裏金は、4号から3号に上がる段階で振り落とされる裁判官の給与差を利用して作られる。4号と3号の給与差は年間400万円ほどだが最高裁には4号も3号も同額で予算配分されていて、振り落とされた4号裁判官の浮いた400万円がそっくり裏金になるという。

これはサンフランシスコ条約以来50年間続いていて、その総額は約500億円に登るだろうと生田氏は試算している。警察の400億の裏金を超える規模である。

